

認定こども園などの入所申込受付

令和8年度に認定こども園などの施設へ入所を希望する乳幼児の入所申込受付を開始します。すでに入所している場合も、現況確認のため書類の提出が必要です。

■対象 おおむね生後6か月の乳児から就学前までの子ども

■認定区分 区分表のとおり

■提出書類 区分表のとおり

■受付期間

①1号認定 9月29日(月)～10月3日(金)

②2・3号認定 10月6日(月)～11月4日(火)

■受付場所 第1希望の施設

※やむを得ない場合は、こども育成課でも受付できます。

※申込時点で市外に住所がある転入予定者に限り、郵送可。配達の記録が残る方法でこども育成課宛に郵送してください。

■その他 施設の定員や保育教諭などの配置により、希望施設への入所が困難場合があります。

満3歳の1号認定の受入れについては、こども育成課まで相談ください。

【区分表】

区分	要件	入所できる施設	提出書類
1号認定	満3歳以上で標準時間の教育を希望する場合	認定こども園	支給認定(現況届)申請書兼利用申込書
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする場合		①支給認定(現況届)申請書兼利用申込書 ②事由を証明する書類
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする場合	認定こども園 または小規模保育施設	

※必要書類は各施設、こども育成課に備えています。ホームページからもダウンロードできます。

アフタースクールの入所申込受付

令和8年度にアフタースクールへ入所を希望する児童の入所申込受付を開始します。

■対象 市内在住の小学生

■受付期間 9月29日(月)～11月4日(火)

※年度途中に入所を予定している場合も期間内に申し込みください。

■入所要件 保護者が就労や介護などで、放課後もしくは長期休業中に、家庭で適切な保育ができないこと

■提出書類

①「アフタースクール入所申込書兼児童台帳」

②就労証明書などの「保育ができない状況を示す証明書」

※様式は、各アフタースクール、こども育成課、各支所窓口に備えています。市のホームページからもダウンロードできます。

■受付場所 各アフタースクールまたはこども育成課

■その他 1日のみ利用する「一時預かり」(要事前申込)の制度もある。

ります。ただし、利用状況によりお断りする場合があります。
※詳しくは、「アフタースクール入所のご案内」をご覧ください。



■認定こども園 入所申込

問こども育成課 認定こども園係
(山南庁舎内) ☎ 88-5083



ID11256

■アフタースクール 入所申込

問こども育成課 アフタースクール係
(山南庁舎内) ☎ 88-5751



ID11562

2

いのちを守る「マイナ救急」 「マイナ救急」の実証事業がはじまります

岡消防署 ☎72・2255

総務省消防庁が進めている「マイナ救急」の実証事業が、10月から全国すべての消防本部ではじまります。これまで救急現場では、傷病者の病歴や受診歴、服薬している薬の情報などを救急隊員が傷病者から口頭で聞き取りしていました。しかし10月からは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）から傷病者の情報を取得し、素早く正確に取得することで、搬送先医療機関を適切に選定し、救急活動を円滑に行えるかどうかを検証します。いざという時に備え、マイナンバーカードは健康保険証の利用登録をし、日ごろから携行しましょう。



消防庁 HP



ID10774

マイナ救急の流れ



3

ペットを飼うときは最後まで愛情と責任を持ちましょう

岡環境課 ☎82・1290

ペットは大事な家族の一員です。周囲に迷惑をかけないように、次のことに注意して、最後まで責任をもって飼いましょう。

糞尿は飼い主が責任を持って片付けましょう

犬を散歩させるときは必ずリードでつなぎ、水やスコップなどを携帯し、飼い主が責任をもって糞尿を片付けましょう。

飼い猫には不妊去勢手術を行いましょう

猫は繁殖力の強い動物です。子猫が増えすぎて管理できなくなるように、早めに不妊去勢手術をしましょう。また、猫を屋外に出すと、近所に糞や尿をして迷惑になったり、交通事故で命を失うおそれがあるので、室内で飼いましょう

ペットが迷子になったら必ず連絡しましょう

○兵庫県動物愛護センター
☎06-6432-4599

○丹波警察署 ☎72・0110
○環境課 ☎82・1290
迷子に備えて犬には鑑札と狂犬病予防注射済票を、猫には迷子札を付けてください。

むやみに餌を与えるのはやめましょう

野良猫に餌を与えると、猫が集まり周囲に迷惑をかけるだけでなく、繁殖して子猫が生まれ、殺処分される不幸な猫を増やすことになります。

動物の遺棄・虐待は犯罪です

動物の遺棄や虐待は法律で禁止されており、違反すると厳しい罰則が適用されます。

9月20日から26日は動物愛護週間です

